

安保法案を自公が強行採決！！

戦後70年の平和主義・立憲主義の危機



野党議員が抗議する中、委員長席を取り囲み、採決を強行する与党議員

政府提出の安全保障関連法案が9月19日未明、与党の自公両党議員らの強行採決により可決されました。民主党はこれまで、同法案が、立憲主義に反する勝手な憲法解釈変更によるもので、専守防衛の原則から明らかに逸脱していると追及してきました。また審議が100回以上中断し、

安倍総理の説明も二転三転するなど、集団的自衛権行使を必要とする説明も前提もことごとく崩れています。このような中で法案の採決は許されないと、民主党など野党は主張してきましたが、特別委員会の鴻池委員長は職権で委員会を開催し、突然与党議員が委員長席を取り囲んだ後、野党議員が抗議する中で委員会採決が強行されました。

その後も、議会運営のルールを破り続ける鴻池委員長や議員運営委員会委員長に対して、また中谷防衛大臣らに対して解任決議、不信任案を提出し、最後まで抵抗しましたが、ほぼ3日間の徹夜国会の末に法案は成立しました。

この間の数日間、国会の外では多くの若者や子ども連れの女性、年配の方などが集まり夜を徹して、安保法案反対の声を挙げていただけていました。

この法案の中身は日本の自衛のためでなくても他国の戦争に日本が参加するというもので、世界中で戦争が起こり、アメリカが戦争を起こすことになると、それに後方支援という名の下に戦争に日本が参加するというものです。

新国立競技場問題、検証委員会が報告書を発表

新国立競技場の整備計画が白紙撤回となった問題について、9月24日、第三者からなる検証委員会が報告書を取りまとめ、発表しました。

報告では、文部科学省及びその管轄の日本スポーツ振興センター（JSC）に、建設プロジェクトを統括する能力がなく、責任の所在や上限の予算が曖昧なままだったことを指摘。また、下村博文文科相や文部科学事務次官、JSCトップにその責任があるとしました。

これらの、プロジェクト管理能力の欠如や責任の所在については、白紙見直しのかなり前から齋藤議員が委員会などで指摘していた点であり、今回の報告書でその正しさが図らずも証明されています。

その後に発生したエンブレム問題も、この問題と同様、密室の中での決定、責任者の不在など問題点が指摘されています。今後は、オープンな環境で意志決定を行うこと、責任体制を明確することを必須の条件とし、2020年に国民が納得するような形でオリンピック・パラリンピック大会を迎えられるように、十分な準備を行っていく必要があります。



齋藤嘉隆プロフィール

1963年2月生まれ 52歳
愛知教育大学卒 名古屋市小学校教諭 名古屋市教育研究員 名古屋市教育委員会教育センター第一研究室長 愛知県教員組合委員長 連合愛知副会長を経て、2010年参議院通常選挙愛知選挙区にて初当選。参議院1期目。

<所属委員会>

- ◆文教科学委員会 理事
- ◆決算委員会 委員
- ◆地方・消費者問題に関する特別委員会 委員

<主な役職>

- ◆民主党政策調査会 副会長
- ◆民主党税制調査会 事務局次長
- ◆民主党男女共同参画推進本部 事務局長
- ◆民主党役員室 次長
- ◆児童ら通学安全対策促進議員連盟 事務局長
- ◆民主党スポーツ議員連盟 事務局長
- ◆民主党愛知県連 選挙対策委員長
- ◆愛知県自転車競技連盟 会長

他



齋藤嘉隆の「直球ど真ん中！」

facebook

随時、更新中！！

齋藤嘉隆

検索

詳しいお問い合わせは、ホームページもしくは齋藤嘉隆事務所まで。

50項目の付帯決議案を提案し抵抗も、労働者派遣改正案成立へ

安全保障関連法案をめぐる与野党の対立が激化した中で、9月11日「改正労働者派遣法」が国会で可決されました。民主党は、合計50項目にわたる付帯決議案を提案し、その実効性を弱めることには成功したものの、数の力には及ばず法案は成立しました。

本改正案は、派遣労働者の雇用の安定や処遇改善につながらず、“生涯派遣で低賃金”という状態を拡大させるもので、雇用のあり方を大きく劣化させるものです。その理由として(1)正社員を希望する派遣労働者にその道を開くものとしているが、条文上どこにも正社員になれるという保証が無い(2)期間制限の見直しについて、常用代替の防止や、派遣労働が臨時的・一時的なものであるという原則を完全に無視し、派遣労働を無制限に拡大させるものとなっている(3)雇用安定措置について義務では無く単なる努力規定になっている、という点が挙げられます。

この法律の最大の眼目は、一部専門業務で最長3年までとなっていた派遣期間の制限を撤廃し、同じ部署で働ける期間を3年に制限することで3年ごとに派遣労働者を入れ替えながら継続的に雇用することができるというものです。勤務3年を過ぎた派遣社員に対しては、直接雇用を派遣先に依頼することなどを義務づけていますが、派遣先にこれに応じる義務はありません。受け入れ先とすれば、3年ごとに派遣労働者を入れ替えれば、何年でも同じ業務を任せることができます。若者が正社員になりにくくなり、一生派遣という若者が増える危惧があります。

このような法案が、可決からわずか19日間で周知期間も置かないまま施行されることになりました。国民からの意見を募るパブリックコメント(意見公募制度)は、たった3日間で締め切りでした。施行日を9月30日とすることは、翌日(10月1日)から施行される労働契約申込みみなし制度を骨抜きにしたいという目的が露骨に現れており、みなし制度に対する派遣労働者の期待を完全に裏切るものです。

このように、派遣社員の地位向上というのは表向きの建前で、これは正社員を派遣社員レベルの待遇に合わせていく第一歩であり、今後、労働基準法の改悪を行い、残業代のカットや、本法案に規定された専門業種の範囲を広げ、最終的には労働者の実質賃金がどんどん引き下げられる可能性があります。少子化で人口が減少する日本社会にあって、貴重な労働者の待遇が下げられることがあってはなりません。また、これから社会に出る若者や、企業で活躍したいと願う女性たちの正社員への希望をも奪う改悪です。

斎藤議員は今後も、すべての派遣労働者の雇用の安定と労働条件の向上に全力で取り組み、また、労働者保護を担保するためのさらなる法改正を求めていくために全力を尽くします。



街頭で愛知の仲間とともに
連合で訴える斎藤議員も

18歳選挙権・主権者教育の推進を政府に申し入れ

斎藤議員が中心となり、党の文部科学部会でワーキングチームをつくり、議論を重ねて「学校教育を中心とした主権者教育確立のための政策提言」をまとめました。斎藤議員は菅官房長官に、この政策提言の内容を説明したうえで、政府としても責任を持って対応してもらうよう要請を行いました。

来年の参院選からは選挙権年齢が18歳に引き下げられ、参政権が広がり、若者の社会参加、政治参加の推進を図られます。これを契機にこれまで以上に学校教育における主権者教育の推進・確立が求められます。教育基本法に基づき、教育における政治的中立を遵守することを大前提としつつ、現場を必要以上に萎縮させることなく主体的な教育をどう促していくか、政府としても具体的な方策を示す必要があります。選挙権年齢引き下げの趣旨を最大限生かすための教育の在り方について、現場の実態に応じた議論が必要です。今回の申し入れは、その第一歩となったものと思います。



菅官房長官へ申し入れを行う斎藤議員

斎藤嘉隆事務所のご案内

〒454-0976 名古屋市中川区服部三丁目507
TEL:052-439-0550 HPアドレス:saitoyoshitaka.com
FAX:052-439-0560 E-mail:saito@saitoyoshitaka.com



2015年10月号
号外

(斎藤嘉隆特集号)
民主党プレス民主編集部
〒100-0014
東京都千代田区永田町1-11-1
電話 03-3595-9988(代表)
press@dpj.or.jp
http://www.dpj.or.jp